

公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 30 年 2 月 15 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 35 分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、
4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、 8 番 幸前 信雄、
11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、 13 番 北川 広人、
14 番 鈴木 勝彦、 15 番 小嶋 克文、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー （議長）杉浦 辰夫、（副議長）柴田 耕一

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

報道機関 1 名、市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、財務 G L、
こども未来部長、文化スポーツ G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事、学校経営 G 技師

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

1 報告及び連絡事項

- (1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本協定書（案）について
- (2) 高浜小学校等整備事業 実施設計図面について
- (3) 高浜市公共施設総合管理計画見直し案について
- 2 協議事項
- 3 審査事項
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 報告及び連絡事項

(1) 勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本協定書(案)について
委員長 当局より説明をお願いいたします。

説(こども未来部) 資料1「勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本協定書(案)」
をお願いいたします。

まず、この基本協定書(案)は、高浜市と優先交渉権者となりました、株式会社コパンと円滑に事業契約を結ぶため、高浜市と事業者、それぞれ互いの義務を定め、必要な手続の進め方をあらかじめ意思確認をしておくため、締結をするものでございます。本日、お示しをさせていただきました(案)は、優先交渉権者決定後、株式会社コパンと協議し、作成してきたものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。第1条では、基本協定の趣旨を定めております。

第2条では、昨年7月に公表いたしました募集要項等、そして、提出されました事業提案書等の遵守について定め、第3条及び第4条では、著作権に関わる事項についてそれぞれ定めており、市は、提案書等について、市の裁量により無償で利用する権利を有し、その権利は、本協定・関連諸契約終了後も存続するとしております。

第5条では、計画内容の提案・変更について、2ページの第6条では、株式会社コパンが、事業用地の調査等を行う場合の対応について定めております。

第7条では、本事業の実施に当たり、住民との協議、説明について、市と株式会社コパン、それぞれの対応について定めております。

第8条では、本事業を実施するために必要となる関係法令等に基づく手続きは株式会社コパンが行い、必要に応じて市は、手続きに協力するものとしております。

第9条では、第1項において、平成30年3月までをめどとして事業契約書を締結し、第2項では、株式会社コパンは、平成31年3月31日までに施設を竣工するものとしております。第3項では、事業契約または施設が、それぞれのめど・期日までに締結・竣工されない場合は、未締結の関連諸契約の締結時期について、双方で協議を行うこととしております。

第10条は、関連諸契約の不成立について、3ページの第11条では、関連諸契約の解除について、それぞれ定めをしております。

第12条では、関連諸契約が締結される前に、重大な法律改正、制度改正、経営環境の変化等により事業の実施が困難になった場合は、基本協定を終了し、それまでに要した経費は、それぞれの負担とするものとしたしております。ただし、基本協定の終了が株式会社コパンの帰責事由による場合は、株式会社コパンは、本基本協定の終了に起因して市に生じた損害を市に賠償しなければならないとしております。

最後にこの基本協定は、本委員会で報告後、速やかに締結をする予定でございます。説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

問(8) 1点確認させてほしいんですけども、これは報告して、で、締結しますよね。本契約も報告だけになるのか、議決になるのか、どちらなんですか。

答(こども未来部) 3月15日の特別委員会で、事業契約の案につきましても報告という形でさせていただきたいというふうに考えております。

問(8) ということは、議決は必要ないという、そういう案件だという判断なんですね。

答(こども未来部) 事業契約書自体は、議決は要らないと思いますけれども、予算とか絡んできますので、そこら辺になってくると議決のほうをいただきたいというふうに考えています。

委員長 ほかに。

問(6) 2ページのところに事業用地、書いてあるんですけども、この事業用地については有償借地になるのか、その辺のところはどうなるんでしょうか。

答(こども未来部) 募集要項にもございましたように、事業供用開始後は有償借地という形になります。

問(6) 供用開始後はということは、それまでは無償という、そういう考え方でよろしいでしょうか。

答（こども未来部） これは、議決案件になってこようかと思えますけれども、無償借地という形で、今考えておりますので、また、いずれかの議会で、提案のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、勤労青少年ホーム跡地活用事業 基本協定書（案）について、質疑を終了いたします。

（２） 高浜小学校等整備事業 実施設計図面について

委員長 当局より説明をお願いいたします。

説（学校経営） それでは、高浜小学校等整備事業につきまして説明をさせていただきます。

A 3の資料、資料2をお願いいたします。高浜小学校等整備事業の実施設計の概要を報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。10月11日の公共施設あり方検討特別委員会にて、基本設計の内容を説明させていただきましたが、実施設計につきまして基本設計の内容と大きく変わったところはございません。校舎の延床面積は6,760.08平方メートルとなります。建物全体の延床面積の総合計ですが、11,827.32平方メートルとなります。

2ページをお願いいたします。高浜小学校等整備事業全体の位置図となります。敷地の南側に屋外運動場、中央部に小学校校舎、そして公民館、メインアリーナ、サブアリーナ、児童センターが配置されます。そしてその北側には、駐車場が配置されます。

図面の中に、縦の太い矢印が2本ございますが、右側の実線は、工事中の仮囲いの位置を示しております。左側の破線ですが、これまでの緑地帯と運動場との境を示しております。位置関係をイメージしていただくために、参考に矢

印を記載させていただいております。なお、屋外運動場の南通用門でございますが、これまでは運動場南面のほぼ中央にありましたが、警察協議を経まして、西側寄りに設置する予定となっております。

3ページをお願いいたします。こちらは、1階の平面図となります。これまでも御説明しておりますとおり、校舎棟の南面は普通教室と特別支援教室を配置いたします。1階には1年生の教室、そして特別支援教室、保健室を南面のほうに配置いたします。そのほか1階には、図画工作室、図書室、給食調理室、地域交流施設の小・中の会議室、ものづくり工房、IT工房室が配置されます。隣接して校舎棟の北側になりますが、東からメインアリーナ、サブアリーナ、児童センターが配置されます。また、トイレにつきましては、大便器につきましては、全て洋式トイレとなります。

4ページをお願いいたします。こちらは、2階の平面図となります。校舎棟の南面は、2年生と3年生用の普通教室、そして職員室、校長室などが配置されます。そのほか2階部分には、音楽室、多目的室、家庭科室などが配置されます。なお、音楽室、多目的室、家庭科室につきましては、夜間や休日などに地域利用が可能な教室となります。また、休憩時間などに児童が友達と語り合えるよう、ベンチを配置しましたアルコーブやルーフテラスも配置されます。見にくいですが、廊下のところにアルコーブ、あるいはルーフテラスと、表記をさせていただいております。

5ページをお願いいたします。こちら、3階の平面図となります。校舎棟の南面は、4年生・5年生・6年生の普通教室が配置され、そのほか、3階には理科室、日本語教室、通級教室などが配置されます。なお、1階から3階までの普通教室ですが、面積は全て1室当たり64平方メートルとなり、特に、これまでの高浜小学校北校舎の1年生から3年生までの普通教室の面積が、1室当たり約54.5平方メートルであったのと比較しますと、約9.5平方メートル広い教室となります。

6ページをお願いいたします。こちらは屋上部分、棟屋階の平面図です。棟屋階には4カ所の風の塔が設置されます。特に夏場は、校舎の中に熱がこもりがちですが、風の塔から熱気を外に逃すとともに、階段を通して校舎内に空気

の流れが生まれることにより、外気冷却による校舎内の暑さの緩和が可能となります。

7 ページ目、8 ページ目は立面図となります。

なお、高浜小学校等整備事業につきましては、現在、建設工事を進めているところでございますが、事業者とは週一度程度、現場で打ち合わせを行い、工事の進捗状況とともに、何よりも工事現場での安全確保についての注意喚起を行っているところでございます。

最後に、高浜小学校の児童にも建設事業に関わってもらうため、児童向けのワークショップも行っております。2月から3月の間、6年生を対象に特別教室の窓に貼るデザインシールの考案。そして、5年生を対象に、特別教室やトイレの入り口などに表示いたしますピクトグラムの考案を実施していきます。ピクトグラムと申しますのは、一般的に絵文字や絵単語などと呼ばれておりますが、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号の1つとされております。また、高浜小学校児童が描いた、高浜小学校の思い出の場所の絵を、3月までに工事現場の仮設パネルに掲示をしていく予定でございます。

簡単ではございますが、以上で、高浜小学校等整備事業実施設計の概要の報告を終わらせていただきます。

委員長 それでは、ただいまより質疑を行いますけれども、本件については、本日資料の配付ということで、しっかり内容が確認できていないところもあると思います。2月23日までに、議会事務局まで質問事項を書面にて提出をしていただきまして、回答については、3月15日の開催予定であります公共施設あり方検討特別委員会において、当局よりしていただくということにしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。本日、すぐ確認したいことがあれば、よろしくお願いをいたします。

問（8） 以前にも聞いたんですけれども、サーバー室って、これからどこかにつくるんですか。

答（学校経営） 職員室の中に隣接して設置する予定です。

問（8） これからサーバーっていうのは、全部、分散していく計画なんです

よね。ここにそうやって設置するという事は、学校単位でサーバー室をつくるという意味なの。何でここにサーバー室が必要なのか、理解できないんです。

答（学校経営） センターとなるサーバーは、いきいき広場のほうに設置させていただいておりますが、各学校に学校ごとの個々のサーバーを設置をさせていただく。現在も設置しているんですが、高浜小学校につきましても、同じように考えております。

問（8） 基本、効率的に運用しようと思うと、誰かが、そこを面倒を見るわけですよね。以前も言ったけれども、空調の費用だとか、これは動かしているとき、ずっと必要になるんですよ。そういう意味で、業者さんにこうつくらせると、要は高浜小学校の図面を書くんだけど、高浜市としてどうするっていう案で考えないと、こんなんいっぱい出てきちゃって、どんどんどんどん分散していったらいいんだけど、その辺はどういう発想でやられているんですか。

答（学校経営） これ以上分散させるという考えはないんですけれども、現在、学校ごとに学校の教職員用のサーバーが1台ずつ、各校に設置されておりますので、そのような形を継続させていきたいと思っております。これ以上、分散をさせるということは考えておりません。

問（8） 学校ごとに持っているというのは、学校ごとに全部置いていくという、そういう理解なんだけれども、ということは、学校ごとにサーバー室が全部必要になる。今そうしているんでしょ。その発想で同じようにやったということですよね。統合するっていう発想がなかったんだったら、結局そうなるってわけですよね。

で、今、逆に言うと、データだけね、外に預けてという、そういう世界じゃないですか。何でそういうことをやるかっていうと、やっぱり維持管理コストとか、そういうことを考えると、少しでも、そういうところにお金をかけずに、どうやって付加価値をつけるというのは、結局、それ使った人間の付加価値ですよね。維持管理する費用なんて、極力抑えたほうがいいに決まっているんですけども、そういう議論って、されたんですか。

答（学校経営） 委員に以前、御指摘いただいたので、そういったお話もさせ

ていただいたんですが、やはり、今、現状で、学校ごとに1台整備しているという状況を継続させていくほうがいいのではないかという結論になったんですが、ただ、そのあたりにつきましても、詳細まで踏み込んで議論をまだできていない部分もあると思いますので、今後の方向性につきましては、検討も必要であると考えております。

意（8） もう、答弁はいいですけども、要は、学校に公民館だとか、そういう機能を集約すると言っているんです。コンピュータだけ、なんで例外になるのか全然理解できない。言っている意味、わかりますよね。基本的に集約してね、費用がないんで、コストをそこで効率的に使っていこうということでやられたのに、なんでそういう視点だけ抜けるのかなと、本当に理解できない。
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、高浜小学校等整備事業 実施設計図面について、質疑を終了いたします。

先ほども申しあげましたけれども、本件に関する質問事項については、2月23日までに議会事務局まで提出をお願いいたします。

（3） 高浜市公共施設総合管理計画見直し案について

委員長 当局より説明をお願いいたします。

説（総務部） それでは、資料3-1「公共施設総合管理計画見直し（案）の概要」をお願いいたします。

初めに、「2 見直しの趣旨」につきましては、現公共施設総合管理計画、以下、現計画と申しますが、につきましては、平成28年3月に策定をいたしたところでありますが、総合計画（基本計画）の策定期限に合わせて、4年ごとに見直すこととされております。平成28年3月の策定から2年という状況ではありますが、今年度は、後期基本計画の策定年度に当たることから、見直しを

加えるものであります。なお、この2年間で、公共施設問題に取り組む方向性は変わっていないことから、現計画に係る直近の進捗状況の反映など、必要な部分に限って見直しを加えるものであります。

次に、「3 見直し案の主な内容」であります。①及び②のとおりで、①については、①から③のとおり、主に3点あります。①は、市役所本庁舎の保有形態の変更。②は、中央公民館の廃止。③は、高浜小学校等整備事業について、高浜幼稚園、いちごプラザ及び市立図書館を複合化対象施設に含めないこととしたこととあります。

(2)の公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プラン、以下、推進プランと申し上げますが、の見直し案につきましては、平成70年度まで延長するものであります。

「4 今後のスケジュール」につきましては、お手元の資料のとおりであります。

資料3-2、現行計画と見直し案の新旧対照表の1ページをお願いいたします。ページにつきましては、下部の中央に記載のページで引用してまいります。

1ページは、推進プランについて、平成70年度まで延長することに伴い、平成63年度までの表記を削除するものであります。

2ページをお願いします。③翼小学校区につきましては、中央公民館の廃止に伴い、中央公民館の表記を削除するものであります。

4ページをお願いします。③ハコモノ施設の用途別一覧表につきましては、現計画策定以降の変更または平成30年度に変更が見込まれる施設について、進捗の経緯等を表の欄外に追記するもので、5ページにつきましても、同様の趣旨によるものであります。

6ページをお願いします。(4)小学校区別の改善方針の、①高浜小学校区の方角性につきましては、高浜小学校等整備事業の複合化対象施設に含まれない高浜幼稚園、いちごプラザ及び図書館の表記を見直すものであります。

7ページをお願いします。(5)モデル事業のイメージにつきましては、高浜小学校等整備事業の進捗に伴い、表記を見直すものであります。

9ページをお願いします。表の末尾の合計欄は、今後も維持していく50施

設について、延床面積を表記するものであります。

11 ページをお願いします。表の末尾の合計欄は、施設の総量圧縮を図る 40 施設について、延床面積を表記するとともに、その下段に、現計画策定以降の廃止または保有形態の見直し状況を表記するものであります。

現計画の見直し（案）の概要は、以上のとおりであります。

次に、資料 3-3、新旧対照表及び資料 3-4、推進プランをお願いします。まず、公共施設推進プランの見直し（案）について御説明をいたします。

なお、資料 3-3、新旧対照表は、資料 3-4、推進プランの総括表になっていますので、合わせてごらんください。

初めに資料 3-4、推進プランの表紙を 1 枚はねていただき、1 ページの①高浜小学校区のうち、No.1 高浜小学校につきましては、契約額を事業費に反映させるほか、推進プランの延長に伴い、平成 68 年度・69 年度に大規模改修の表記を追加いたすものであります。

地域交流施設の公民館の機能移転が予定される施設については、機能移転の時期を平成 31 年度とするほか、あかおにどん、I T 工房くりっくの返還時期を平成 30 年度といたすものであります。

No.3 高浜ふれあいプラザについては、現推進プランでは、平成 34 年度に大規模改修の表記がありますが、既に平成 21 年度に改修済みであることから、当該表記を削除するものであります。

2 ページをお願いします。②高取小学校区のうち、No.1 高取小学校については、平成 30 年度に耐力度調査を行い、その結果を踏まえて、平成 31 年度に長寿命化計画を作成する予定としたことから、大規模改修の時期を平成 32 年度・33 年度といたすものであります。

次に、平成 46 年度・47 年度の建てかえの際の対象施設の機能移転・解体等の時期につきましては、基本的な考え方として、建てかえの翌年度に機能移転を、翌々年度に解体を予定するものであります。なお、他の小学校区の建てかえの際の機能移転・解体等の時期につきましても同様に、建てかえの翌年度に機能移転を、翌々年度に解体を予定することとし、この部分の説明は、以下省略をさせていただきます。

平成 46 年度・47 年度の建てかえについては、吹き出しのとおり今後、耐力度調査等を行っていく中で、平成 32 年度・33 年度の大規模改修をどうしていくのか、その内容によって、建てかえの時期も前後してくる場合がございます。大規模改修の 15 年後の平成 46 年度・47 年度に、必ず建てかえを行うことを前提としたものではありませんので、よろしく願いいたします。

3 ページの、③港小学校区のうち、No.1 港小学校については、大規模改修の時期について、平成 38 年度・39 年度とするほか、平成 55 年度・56 年度に建てかえを予定するものであります。高浜南部幼稚園につきましては、現推進プランでは平成 31 年度・32 年度に大規模改修を予定していたところ、吉浜北部保育園の大規模改修を優先して実施することから、その時期を平成 35 年度・36 年度に予定するものであります。No.3 高浜南部ふれあいプラザにつきましては、現推進プランでは平成 33 年度に大規模改修の表記がありますが、既に平成 17 年度に改修済みであることから、当該表記を削除するものであります。

4 ページをお願いします。④吉浜小学校区のうち、No.1 吉浜小学校については、大規模改修の時期について平成 34 年度・35 年度に、建てかえの時期を平成 51 年度・52 年度に予定するものであります。No.3 吉浜北部保育園については、平成 30 年度に耐力度調査を行い、その結果を踏まえて、平成 31 年度に長寿命化計画を作成する予定としたことから、大規模改修の時期を平成 33 年度とするものであります。

6 ページをお願いします。⑥中学校のうち、No.1 高浜中学校につきましては、契約額または予算額を事業費に反映させるほか、大規模改修の時期について平成 36 年度・37 年度とするほか、平成 53 年度・54 年度に建てかえを予定するものであります。No.2 南中学校につきましては、大規模改修の時期を平成 40 年度・41 年度とするものであります。

7 ページの⑦スポーツ施設のうち、No.4 流作グラウンドにつきましては、照明等の更新時期について、事業の優先度・緊急性などから、その時期を現推進プランの平成 30 年度の予定から、平成 34 年度の予定といたすものであります。

10 ページをお願いします。⑩庁舎等のうち、No.2 いきいき広場については、大規模改修の時期につきまして、平成 49 年度・50 年度といたすものであります。

す。

続きまして、資料 3-5、新旧対照表及び資料 3-6、推進プラン案をお願いします。

インフラ施設推進プランの見直し（案）について、申し上げます。なお、資料 3-5、新旧対照表は、資料 3-6、推進プラン案の総括表になっていますので、合わせてごらんください。

資料 3-6、推進プラン案の表紙を 1 枚はねていただきまして、1 ページの No.1 道路・橋りょうにつきましては、平成 29 年度までの第 1 次プランについて実績見込額を反映させるとともに、平成 30 年度から 33 年度までの第 2 次プランについて、平成 30 年度当初予算を反映させるものであります。

3 ページをお願いします。No.3 公園につきましては、平成 30 年度から 33 年度までの第 2 次プランについて、公園長寿命化計画の試算を反映させるものであります。

4 ページをお願いします。No.4 上水道につきましては、平成 29 年度までの第 1 次プランについては実績見込額を反映させるとともに、平成 30 年度から 33 年度までの第 2 次プランについては、工事等の計画を反映させるものであります。説明は、以上のとおりでございます。

委員長 この件につきましても先ほどと同様、本日、資料が配付されておりますので、2 月 23 日までに議会事務局まで質問事項を提出していただき、来月 15 日の特別委員会において、当局より説明を願うということにしたいと思っております。

本日、すぐ確認したいことがあれば質疑を許可しますので、よろしく願いをいたします。

問（8） 基本的なことを確認させてほしいんですけども、これ、計画でいつ大規模改修するだとか、いつ建てかえるとかつくられて、この計画に基づいて動くのはいいんですけども、予期せぬ改修が入ったときに、この計画を見直して、大規模改修を前倒しするだとか、そういうことはやっつけていかれるんですよね。これ、計画どおりやればいってという話じゃなくて、いかに、そのコストメリットを出しながらやるということを考えていただきたいんで、その辺

の基本的な考え方のことだけ確認させていただきたいんですけれども。

答（総務部） 一例を申し上げます。高浜中学校の大規模改修につきましては、当初、平成 35 年度から 37 年度あたりに予定をしていたかと思いますが、外壁等の劣化改修を早急にする必要があるのでございまして、その分は前倒しで行っているところでございます。推進プランは、あくまでも現時点、建ってから何年後に大規模改修、何年後に建てかえということに記載したものでございます。その時々状況におきまして見直しをして、それは当初予算の中で反映をしてみたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 高浜中学校のことについてちょっとお聞きしますが、36 年度あたりで大規模改修ということになっているんですが、中学校を今見ても大分、老朽化というか、あちこち傷んでいると思うんですが、どの程度の大規模改修になるのか、ちょっとそのあたりを考えてみえるんだったら、教えていただきたいんですが。

答（学校経営） 今、総務部長から説明がありました高浜中学校につきましては、雨漏りが非常にひどいということもありましたので、学校のほうからもかなり要望が強くありました。で、屋上と外壁の部分だけ、雨漏りを少しでも早く防止するために、工事を行わせていただいております。それ以外の部分につきましては、計画通り実施させていただくことを想定しております。

答（総務部） どの程度の大規模改修を予定をしているのかという御質問でございすけれども、これは今後、施設の状況を調査しながら、設計を組みながら、その上で決めてまいります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、高浜市公共施設総合管理計画見直し案について、質疑を終了いたします。

本件に関する質問事項は、先ほど来から言っておりますように、2 月 23 日

までに議会事務局まで提出をお願いいたします。

2 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

3 審査事項

委員長 本日、審査事項はございません。

4 その他

委員長 初めに、次回の公共施設あり方検討特別委員会は、3月15日、木曜日、午前10時から開催させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意見なし

委員長 ないようでしたら。

市長挨拶

委員長 以上をもって、公共施設あり方検討特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時35分

公共施設あり方検討特別委員会委員長

公共施設あり方検討特別委員会副委員長